

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県朝日町長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導 ③健康診査 ④低体重児の届出 ⑤妊娠の届出、母子健康手帳の交付 ⑥養育医療 ⑦子ども家庭センターの事業実施に係る事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、母子保健特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項、別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第2の26、56の2、87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第2の70の項 ・別表第二省令 第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第2の42、80、95、125の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て健康課 住所: 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 TEL:059-377-5652
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか等、ダブルチェックを行う。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス制限の管理及びユーザー認証の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月31日	8. 人材を介在させる作業	なし	追加項目	事前	新様式への変更
令和7年8月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事前	新様式への変更
令和7年8月31日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和7年8月13日時点	事前	
令和7年8月31日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年12月21日時点	令和7年8月13日時点	事前	
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導 ③健康診査 ④低体重児の届出 ⑤妊娠の届出、母子健康手帳の交付 ⑥養育医療	母子保健法の規定に基づく母子保健に関する事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導 ③健康診査 ④低体重児の届出 ⑤妊娠の届出、母子健康手帳の交付 ⑥養育医療 ⑦子ども家庭センターの事業実施に係る事務	事後	
	3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項及び別表第一49の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条	番号法第9条1項、別表70の項	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二の70の項 ・別表第二省令 第39条	(情報提供の根拠) 別表第2の26、56の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第2の70の項 ・別表第二省令 第39条	事後	
令和8年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	企画情報課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5663	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653	事後	
令和8年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年8月13日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに変更
令和8年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年8月13日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに変更